

## 相談支援事業所とは…

「自分らしく当たり前暮らし」ことをお手伝いさせていただきます。  
日々の当たり前の暮らしを実現するために、生活や仕事のことなど様々な不安や悩みなどの相談に応じ、一緒に解決を目指していきます。  
当たり前の生活が安心してできるよう、必要な福祉サービス利用に向けたお手伝いをさせていただきます。

## どんな相談ができますか？

- 福祉サービスの利用について
- 障がいや病気の理解について
- 就労や日中の活動について
- 住まいについて
- 障がい児相談 等

※その他なんでもご相談ください！



## どんな人が相談できますか？

○障がい児、障がい者または発達に心配のある児童やご家族が対象となります。障害者手帳の有無は問いません。

## 相談に料金はかかりますか？

○相談は無料です。相談支援サービスに係る費用負担はありません。

## どこで、いつ相談できるのですか？

○最初のご相談は、相談支援事業所へお越しいただきますが、電話やご自宅、最寄りの公共施設等でも相談可能です。日程や相談場所の希望に応じて対応いたしますのでご相談ください。

<開所日> 月曜日～金曜日 ※年末年始・祝祭日は休みです

<開所時間> 9：00～17：00

ご相談の際は、事前に電話等でご確認いただくとスムーズです。

## 相談支援利用の主な流れ

- ①相談受付
- ②面接⇒継続のご希望であれば、事業所と利用契約を結びます
- ③サービス利用計画（案）の作成
- ④支給決定⇒支給決定に必要な認定調査や区分認定があります
- ⑤サービス担当者会議の実施
- ⑥サービス利用計画の作成
- ⑦サービス利用開始とモニタリング（利用状況や生活環境の把握）

## 相談支援事業所を利用するメリット

- ◎悩み、将来のこと、生活目標など  
⇒一緒に考えてもらうことができます
- ◎手続きやサービスのことなど（分からないこと）  
⇒相談支援専門員から説明を受けることができます
- ◎希望する生活を送るために・・・  
⇒適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます

## 退院・地域生活に向けた支援について

○精神科に入院中の方に対して退院支援を行います

地域移行支援	
対 象	病院から退院するにあたり、支援を希望される方
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院計画を一緒に立案</li> <li>・定期的な面談や外出同伴</li> <li>・福祉サービスの提供</li> <li>・関係機関との連絡調整 等</li> </ul>
期 間	原則 6 ヶ月

○地域での生活を継続するために支援を行います

	地域定着支援	自立生活援助
対 象	生活に不安があり支援を希望される方	生活に不安があり支援を希望される方
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時の連絡体制を確保</li> <li>・緊急時の対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね週 1 回の自宅訪問</li> <li>・日常生活の支援</li> <li>・生活相談 等</li> </ul>
期 間	原則 1 年	原則 1 年

※利用希望の際は、まずは電話か来所にてご相談ください

※自立生活援助については自己負担が発生する場合があります

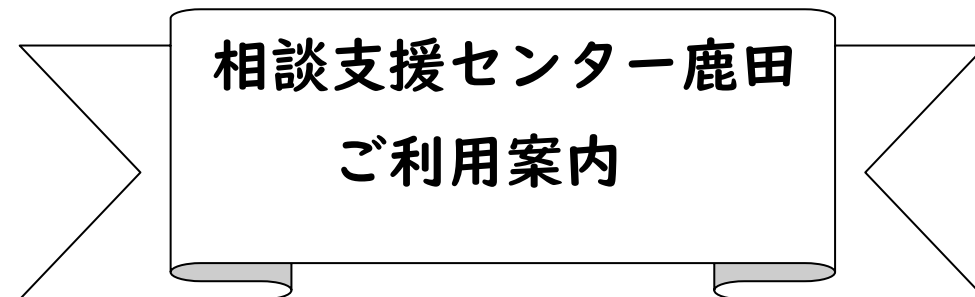
### 相談支援センター鹿田

〒700-0915

岡山市北区鹿田本町 3-16

(岡山県精神科医療センター内)

Tel 080-2944-8003



地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

### 相談支援センター鹿田

特定相談支援 / 障害児相談支援 / 一般相談支援 / 自立生活援助